

改正

平成19年3月31日告示第16号

平成26年3月28日訓令第5号

只見町要保護児童対策地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 只見町における子育て支援の推進及び要保護児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の早期発見と適切な保護及び支援を図るため、法第25条の2第1項の規定に基づき、只見町要保護児童対策地域協議会（子育て支援連絡協議会）（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 要保護児童及びその保護者（以下「要保護児童等」という。）に関する情報その他要保護児童の適切な保護を図るために必要な情報の交換
- (2) 要保護児童等に対する支援の内容に関する協議
- (3) 只見町こども育成計画（次世代育成支援対策地域行動計画）の推進に関すること。
- (4) その他子育て支援全般に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる関係機関等をもって構成する。

- (1) 只見町立小学校
- (2) 只見町立中学校
- (3) 福島県立只見高等学校
- (4) 只見町立保育所
- (5) 只見町民生・児童委員協議会
- (6) 南会津保健福祉事務所
- (7) 会津児童相談所
- (8) 南会津警察署
- (9) 人権擁護委員
- (10) 只見町教育委員会
- (11) 只見町国民健康保険朝日診療所
- (12) 只見町保健福祉課
- (13) その他町長が必要と認めた関係機関

2 町長は、協議会の構成員名簿を作成し、前項に定める関係機関等の承諾を得て、当該名簿にその名称又は氏名を登載するものとする。

3 町長は、前項の名簿に記載された者のうちから、次条に規定する会議の種類に応じて、適切と認める者をあらかじめ当該会議の委員として指名するものとする。

(運営)

第4条 協議会は、前条に掲げる機関の代表者で構成する代表者会議及び当該機関の担当者で構成する実務者ケース会議で運営する。

2 代表者会議は、総括的事項を協議する。

3 代表者会議の座長は、保健福祉課長とし、会議の招集及び進行の総合的な連絡調整を行う。

- 4 座長に事故がある場合は、保健福祉課福祉係長がその職を代行する。
- 5 実務者ケース会議は、関係機関のうち実際に支援の必要な事例を持つ関係機関で構成し、具体的事項を担い、関係機関の連携及び共同作業を通して要支援児童（被虐待児童を含む。）の発見から援助にいたる対応策を検討する。

（要保護児童対策調整機関）

第5条 法第25条の2第4項に規定する要保護児童対策調整機関は、保健福祉課とする。

- 2 法第25条の2第5項の規定に基づき、要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、要保護児童等に対する支援が適切に実施されるよう、要保護児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所その他の関係機関等との連絡調整を行う。

（意見の聴取）

第6条 法第25条の3に基づき、協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（秘密の保持）

第7条 法第25条の5の規定により協議会の委員及び委員であった者は、協議会の職務に関し知り得た情報をもらしてはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月31日告示第16号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日告示第5号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。